

大学法人の財務・経営情報の公開について

中間報告

平成22年7月20日

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会

《 目 次 》

はじめに

I. 情報公開の基本的考え方	1
II. 情報の項目・内容	3
III. 書類の作成基準及び公開の方法	4
IV. 公開の促進方法	4
《参考事例》	5
《付属資料：学校法人会計基準の概略》	17
V. 参考資料	19
1. 情報公開スキーム（イメージ図）	19
2. 学校法人、公益法人等における財務関係書類の情報公開	20
3. 平成21年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について・・・	21
4. 大学法人の財務・経営情報の公開に関する調査研究会 設置要綱	25
5. 大学法人の財務・経営情報の公開に関する調査研究会 構成メンバー	26
6. 調査研究経過	27

はじめに

大学・短期大学（以下、「私立大学」という）を設置する学校法人（以下、「大学法人」という）において構成する日本私立大学団体連合会および日本私立短期大学協会は、わが国高等教育の発展と私立大学の一層の地位向上・充実強化に資することを目的として、大学法人の主体的な情報公開（教育情報、財務・経営情報）のあり方について研究を進めてきた。ここに各私立大学の自主的な取り組み目標をガイドラインとして示し、これを中間報告として取りまとめた。

この中間報告については、教育情報と財務・経営情報とを同時に、かつ社会一般に対してわかりやすく記述・公開することができる大学法人の作成書類は、私立学校法に定める「事業報告書」であることから、その内容や構成等について検討を行ったものである。現状では各大学法人においてまちまちの内容である「事業報告書」を、各大学法人の自主性において、学生・保護者等をはじめとする社会一般に対し「わかりやすい情報公開」をめざした工夫・改善が図られることが求められている。

なお、この研究過程において、今日の私立大学を巡る厳しい経営環境や厳然として存在する公私間格差や地域間格差など今日的課題に係る問題指摘と強い改善要望が行われた。また、各私立大学の自主的な取り組みとしての「情報公開」の推進とともに、公正かつ画期的な大学政策の実現について、国の明確なるメッセージが発信されることを期待している。

I. 情報公開の基本的考え方

〔総論〕

わが国の大学の学校数において82.6%、学生数において75.8%を担う私立大学は、その役割の重要性と高度の公共性に鑑み、教育方針や内容（教育情報）はもとより財務と経営（財務・経営情報）の透明性を図り、広く社会一般にその存在意義（社会的使命）を明らかにすることは極めて重要である。各私立大学はこれまでも様々な機会を活用して自主的にその努力を行ってきたわけであるが、私立大学が21世紀初頭の時代の要請に応えつつ、知識基盤社会の負託に応える必要不可欠な存在として、今後ともその使命を果たしていくためには、社会一般に開かれ、幅広い層からの理解や支持を得ることが肝要である。

また、公共性を有する機関がアカウンタビリティ（説明責任）に取り組み、当該組織についての社会一般に対する説明責任を果たす趨勢にあることに鑑みれば、高度の公共性を有する私立大学は、より一層の平易にして簡潔、わかりやすい説明責任が求められていることは首肯し得ることである。

〔各論〕

（1）教育情報の公表について

今日、わが国はグローバルな知識基盤社会を迎え、成熟社会ともいわれる時代状況にあり、その牽引役が、私立大学をはじめとする高等教育機関に託されていることを合わせて考えると、私立大学が社会一般から正しい理解と正当な評価を得るためには、教育情報の公表は不可避の課題である。

さらに、わが国高等教育における多様かつ個性的な私立大学の量的展開状況や大学進学率が同一年齢人口の50%を超える、いわゆるユニバーサルアクセス時代を迎えている時代的背景を踏まえれば、学生・保護者等をはじめとする広く社会一般に対し、その社会的使命の明確化と建学の精神や教育理念、教育方針・教育内容・教育上の特色、キャンパス情報を積極的に公表することは、時代の要請や国民の負託に応えて充実・発展してきた私立大学としての責務である。

（2）財務・経営情報の公開について

大学法人における財務・経営情報等の公開状況は、程度と内容においてまちまちであるものの、大学法人で92.2%という高い公開率（平成22年1月文部科学省調査）である。この実態からみても各私立大学の自主的な情報公開は、今や時代の潮流といえるのであるが、特に、財務・経営情報の公開のあり方については、既に、平成16年の私立学校法改正、同法に基づく「事業報告書」

および「財務諸表」関連の通知（記載事例）があり、各私立大学においてはこれに則った対応がなされている。

各私立大学における財務・経営情報の公開は、各私立大学の経営力の強化をもたらすと同時に、学生・保護者等の学園関係者（ステークホルダー）をはじめとする広く社会一般に「わかりやすく公開」することによって、当該大学に対する真の理解や支持と評価をもたらすものである。情報公開の方法をめぐっては、先頃の文部科学省調査にも明らかなように、大学法人の81.4%がホームページを活用しているところであり、全体的な趨勢であるが、一層拡充されることが望ましい。

（３）私立大学の自主的かつ積極的な情報公開の推進のための環境整備について

この間の研究経過において、各私立大学が自主的かつ積極的な情報公開を推進していくためには、経営組織体としての風評被害の懸念や情報公開のための体制の整備、財務・経営環境の改善の必要性、公正な大学政策の確立の必要性等が指摘された。以下にその主要事項を指摘しておきたい。

- ・教育情報において、厳格な教育指導を徹底するほどにその結果としての成績不良者（留年、中途退学など）が発生する傾向にあることについての慎重な取扱いが必要である。
- ・財務・経営情報については、主として「学校法人会計基準」の内容および用語についての理解を踏まえた「わかりやすい説明に基づく公開」が求められる。その一助として付属資料の「学校法人会計基準の概略」を取りまとめた。広く関係者の理解の一助となることを願っている。
- ・財務・経営情報については、自らプラス情報とマイナス情報とが存在する。特に、大学法人としてのマイナス情報については、大学構成員（役員、教職員等）が共有し、改善策を考究・確立するとともに、全学一丸としての対策推進に期待したい。また、社会一般においては、マイナス情報だけではなく、教育への真摯な取り組み及び改善計画などの対応策についても長期的な見地に立ち公平・冷静な評価を期待したい。
- ・財務・経営情報の公開に当たり、事務負担の軽減と支援について特段の配慮が必要である。特に、小規模大学法人についての配慮が必要である。
- ・私立大学の地位向上をめざす財務・経営情報の自主的な公開に係る取り組みを一層奨励することにあわせて、公私間格差や地域間格差などの是正を基本として政府における公正な大学政策の実現を「政策メッセージ」として強く発信すべきである。

（参考）学校法人（私立大学）における情報公開制度と根拠法令

学校法人は、私立学校法第47条に基づき、平成17年4月より財務情報の公開が既に義務付けられている。すなわち、学校法人は財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を作成し、備え置き、学生生徒その他利害関係人からの請求があれば閲覧に供しなければならないとあり（第47条を要約）、各学校法人は法令に基づいた財務情報の公開を行っているほか、大学法人の81.4%がホームページで自主的に公開している。

また、国から補助金の交付を受ける学校法人は私立学校振興助成法第14条に基づき、貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類を作成し所轄庁に届け出る義務がある。所轄庁（大学法人の場合は文部科学大臣）に届け出た収支計算書等は、国の情報公開制度を通じて国民一般に開示されている。

さらに、教育研究活動等の状況に関する情報についても、大学設置基準第2条及び短期大学設置基準第2条「情報の積極的な提供」に基づき義務化され、各大学法人はホームページや各種刊行物によって公開している。

Ⅱ. 情報の項目・内容

公開する情報の項目・内容は、私立学校法において作成が義務づけられている事業報告書に記載することとし、現在作成されている事業報告書の様式を踏まえ、以下のような内容を包含したものであることが望ましい。

情報の項目・内容のうち、「教育研究の概要」については、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における教育情報の公表にかかる審議の内容等を参考にした。また、「財務の概要」については、自己資金原則に基づいた大学法人の永続性の担保と財政基盤の確立を目的とした学校法人会計基準の特殊性に鑑み、“よりわかりやすい情報公開”を目指し、付属資料として「学校法人会計基準の概略」を添付している。

なお、本中間報告では、下記「情報の項目・内容」に基づき、公開する事業報告書のガイドラインを「参考事例」と示すこととした。あくまでも「参考事例」であり、個々の学校法人の実情に応じて活用されることにより、情報の受信側である学生・保護者等をはじめとする社会一般並びに発信側である大学法人の双方にとって望ましい情報公開がより一層促進されることが願われる。

1. 学校法人の概要

- ①建学の理念・精神
- ②将来に向けてのビジョン
- ③沿革
- ④設置学校等（理事長の氏名、設置学校の名称、所在地及び学校長の氏名）
- ⑤役員及び教職員に関する情報（役員の人数と学校ごとの教職員数）

2. 事業の概要

（１）当該年度の主な事業の概要

- ①主な事業の目的・計画
- ②進捗状況

（２）教育研究の概要

- ①教育研究上の基本となる組織に関する情報（学部、学科、課程等の名称）
- ②教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報（教員数、教員が教育を担当するに当たっての専門性に関する情報〔教員の保有学位または職務上の実績等〕）
- ③学生に関する情報（入学に関する基本的な方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、卒業後の進路〔進学者数、就職者数、主な就職分野等〕）
- ④教育課程に関する情報（授業科目の名称、授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画の概要）
- ⑤学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報（学修成果に係る評価、修業年限及び修了に必要な修得単位数、取得可能な学位及び専攻名）
- ⑥学習環境に関する情報（所在地、主な交通手段、キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況）
- ⑦学生納付金に関する情報（授業料、入学料その他の費用徴収、利用できる授業料減免の概要）
- ⑧学生支援と奨学金に関する情報（学内の学生支援組織、利用できる奨学金の概要）

（３）管理運営の概要

- ①ガバナンス
- ②自己点検・評価
- ③情報公開
- ④施設設備整備
- ⑤その他

(4) 上記(「(1)」～「(3)」)以外の特長ある取り組みの概要

- ①教育力向上の取り組みの概要(学部・学科・課程、研究科・専攻ごとの教育研究上の目的、教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系、学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準)
- ②国際交流の概要(海外の諸学校との協定状況、留学〔受入れ、送り出し〕等の概要)
- ③社会貢献・連携活動の概要(社会貢献活動、大学間連携、高大連携、産官学連携、地域社会連携)
- ④その他

3. 財務の概要

- ①財産目録(2年以上の経年比較)
- ②貸借対照表(2年以上の経年比較)
- ③収支計算書(資金収支計算書、消費収支計算書)(2年以上の経年比較)
- ④監事による監査報告書

Ⅲ. 書類の作成基準及び公開の方法

作成し公開する書類は「事業報告書」の形式とし、大学法人が作成する刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行う。

Ⅳ. 公開の促進方法

情報公開促進の観点から、情報公開に当たっての基本的考え方、公開する項目等について、私学団体を通じて周知を図る。

【参考事例】

1. 学校法人の概要

①建学の理念・精神

学校法人としての建学の理念・精神、将来に向けてのビジョンを紹介する。

【建学の理念・精神】

【将来に向けてのビジョン】

②沿革

学校法人としての歴史（前身の創立、学校法人等の設立年、大学等の設置年、大学等の名称変更、キャンパスの移転等）を紹介する。

XXXX（和暦）年 学校法人〇〇〇〇設立認可
XXXX（和暦）年 〇〇大学設置
XXXX（和暦）年 〇〇大学から〇〇大学へ名称変更

③設置学校等

事業報告書対象年度の5月1日現在の理事長の氏名、設置学校（大学、短期大学、高等学校等）の名称、所在地及び学校長の氏名を紹介する。

理事長 ○ ○ ○ ○
〇〇大学
所在地
学長 ○ ○ ○ ○
〇〇短期大学
所在地
学長 ○ ○ ○ ○
〇〇高等学校
所在地
校長 ○ ○ ○ ○
.....

〇〇幼稚園
所在地
園長 ○ ○ ○ ○

④役員及び教職員に関する情報

事業報告書対象年度の5月1日現在の役員数、同年度の「学校基本調査」の最新値に準じて、教職員人数を学校別に、教員と職員に区分して紹介する。

				本 部	〇〇大学	〇〇短期大学	合 計
役員	理事	名	教員	名	名	名	名
	評議員	名	職員	名	名	名	名
	監事	名					

2. 事業の概要

(1) 当該年度の主な事業の概要

①主な事業の目的・計画

--

②進捗状況

--

(2) 教育研究の概要

①教育研究上の基本となる組織に関する情報

事業報告書対象年度において設置している学部、学科、課程等の名称を紹介する。

大学等	学部・研究科等	学科	課程等
〇〇大学	〇〇学部	〇〇学科	
	〇〇研究科		
〇〇短期大学	〇〇学科		

②教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報

事業報告書対象年度の「学校基本調査」の最新値に準じて、教員数、教員が教育を担当するに当たっての専門性に関する情報（教員の保有学位または職務上の実績等）を紹介する。

大学等	学部・研究科等	学科	教員数
〇〇大学	〇〇学部	〇〇学科	名
	〇〇研究科		名
	【教員の保有学位または職務上の実績等】		
〇〇短期大学	〇〇学科		名
【教員の保有学位または職務上の実績等】			

③学生に関する情報

事業報告書対象年度の「学校基本調査」の最新値に準じて、学部・研究科等ごとに入学に関する基本的な方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数及び卒業後の進路（主な就職分野〔具体的な就職先等〕）を紹介する。

大学等	学部・研究科等	入学者数	収容定員	在学者数	卒業者数	進学者数
〇〇大学	〇〇学部	【入学に関する基本的な方針】				
		名	名	名	名	名
	〇〇研究科	【入学に関する基本的な方針】				
		名	名	名	名	名
【就職者数及び卒業後の進路（主な就職分野〔具体的な就職先等〕）】						
〇〇短期大学	〇〇学科	【入学に関する基本的な方針】				
		名	名	名	名	名

【就職者数及び卒業後の進路（主な就職分野〔具体的な就職先等〕）】		

④教育課程に関する情報

事業報告書対象年度の授業科目の名称について、学則の別表または授業科目一覧表等により整理したもの等を、授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画の概要について、開設学期ごとのシラバス等を活用して紹介する。

⑤学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

事業報告書対象年度の学修成果に係る評価、修業年限及び修了に必要な修得単位数、取得可能な学位を紹介する。なお、修業年限及び修了に必要な修得単位数については、選択科目及び自由科目の区分ごとの修得単位数もあわせて紹介する。また、取得可能な学位は、学科・専攻ごとに付記する専攻分野の名称とあわせて紹介する。

大学等	学部・研究科等	修業年限	必要修得単位数	科目区分ごとの修得単位数		取得可能な学位及び専攻名称
				選択	自由	
〇〇大学	〇〇学部	年	単位	単位	単位	
	〇〇研究科	年	単位	単位	単位	
〇〇短期大学	〇〇学科	年	単位	単位	単位	

⑥学習環境に関する情報

事業報告書対象年度の5月1日現在のキャンパスの所在地、主な交通手段、キャンパスの概要、運動施設の概要、課外活動の状況を紹介する。キャンパスの概要及び主な交通手段は、キャンパスマップ、アクセスマップ等を、運動施設の概要は、運動施設の機能及び規模を、課外活動の状況は、学生のサークル・団体等の活動状況等を整理する。

大学等	キャンパス	学部・研究科	所在地	主な交通手段
〇〇大学	〇〇キャンパス	〇〇学部	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	〇〇線〇〇駅下車
		【キャンパスの概要】		
		【運動施設の概要】		
	【課外活動の状況】			

〇〇短期大学	〇〇キャンパス	〇〇学科	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	〇〇線〇〇駅下車
		【キャンパスの概要】		
		【運動施設の概要】		
	【課外活動の状況】			
~~~~~				

### ⑦学生納付金に関する情報

事業報告書対象年度における入学料の授業料、入学料その他の費用徴収の種類、金額及び納入時期、在学生が利用できる授業料減免の概要について、減免対象の種類と要件、必要手続等を紹介する。

大学等	学部・研究科等	授業料		入学料		その他の費用徴収	
		金額	納入時期	金額	納入時期	金額	納入時期
〇〇大学	〇〇学部	円	月 日	円	月 日	円	月 日
		【授業料減免制度の概要】 ・ 減免対象の種類、要件  ・ 必要手続等					
	~~~~~						
	〇〇研究科	円	月 日	円	月 日	円	月 日
【授業料減免制度の概要】 ・ 減免対象の種類、要件 ・ 必要手続等							
~~~~~							
〇〇短期大学	〇〇学科	円	月 日	円	月 日	円	月 日
		【授業料減免制度の概要】 ・ 減免対象の種類、要件  ・ 必要手続等					
	~~~~~						

⑧学生支援と奨学金に関する情報

事業報告書対象年度における就職支援、メンタルヘルス等学生生活にかかわる学内の学生支援組織及びその機能と、利用できる奨学金の種類や要件、申し込み方法等を紹介する。

<学生支援組織>

	組織名	機 能
--	-----	-----

就職支援		
進学支援		
履修支援		
生活支援（住居、アルバイト等）		
経済支援		
保健・衛生・メンタルヘルス等		
その他		

<奨学金>

種類	要件	申込方法

（３）管理運営の概要

管理運営にかかわる特長等を紹介する。

【ガバナンス】

【自己点検・評価】

【情報公開】

【施設設備整備】

【その他】

（４）上記（「（１）」～「（３）」）以外の特長ある取り組みの概要

①教育力向上の取り組みの概要

学部・学科・課程、研究科・専攻ごとの教育研究上の目的、教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系（どのようなカリキュラムに基づいて、どのような知識・能力を身につけることができるのか）、学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準、各種評価の結果を踏まえた教育改善、特色ある教育研究活動の状況、教職員の職能開発の状況の特長等を紹介する。

②国際交流の概要

海外の諸学校との協定状況、留学（受入れ、送り出し）にかかる特長等を紹介する。

なお、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会大学教育の検討に関する作業部会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループでは、大学院教育、とりわけ博士課程の教育に重点を置く大学や、国際的な教育研究活動、学生交流に特色を発揮する大学を念頭に置いて、「国際的な大学評価活動の展開やわが国の大学情報の海外発信の観点から公表が望まれる情報の例（案）」を取りまとめており、同案を参考にすることも考えられる。

③社会貢献・連携活動の概要

社会貢献活動（公共事業、環境問題、研究成果還元等）、大学間、高大間、産官学間、地域社会等との連携活動の特長等を紹介する。

④その他

上記「①～③以外」の特長ある取り組みの概要を紹介する。

3. 財務の概要

事業報告書の対象年度及び前年度の決算に基づき、私立学校法において作成が義務づけられている財産目録、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）を掲載するとともに、事業報告書の対象前年度決算に対する監事による監査報告書を掲載する。

また、掲載に際しては、上記の財務書類をもとにその概要を示すとともに、必要に応じて個別の財務書類に解説及び経年比較を加えるなど、各大学法人において学生・保護者をはじめとする社会一般にもわかりやすい公開内容を工夫することが望まれる。

(1) 財産目録

単位：千円

科 目	平成○年度	平成●年度
一 資産		
(一) 基本財産		
1 土地（団地）		
校地	(m ²)	(m ²)
2 建物		
(1) 校舎	(m ²)	(m ²)
3 図書	(冊)	(冊)
4 教具・校具・備品	(点)	(点)
.....		
(二) 運用財産		
1 預金、現金		
現金 現金手許有高		
普通預金		
2 積立金		
3 有価証券		
利付国債		
.....		
(三) 収益事業用財産		
.....		
資産総額		
二 負債		
1 固定負債		
(1) 長期借入金		
日本私立学校振興・共済事業団		
.....		
(3) 学校債		
(4) 未払金		
(5) 退職給与引当金		
.....		
2 流動負債		
(1) 短期借入金		
(2) 前受金		
(3) 未払金		
.....		
負債総額		
正味財産（資産総額－負債総額）		

[解説の例]

1. 資産の校舎の増加は、○○号館建築工事等によるものです。
2. 資産の積立金の増加は、減価償却引当資産・退職給与引当資産の積立によるものです。
3. 固定負債の長期借入金の増加は、平成○○年竣工予定の○○キャンパス第○号館新築工事に伴うものです。
4.

(2) 貸借対照表

単位：千円

資産の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
固定資産		
有形固定資産		
土地		
.....		
その他の固定資産		
借地権		
.....		
流動資産		
現金預金		
.....		
資産の部合計		
負債の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
固定負債		
長期借入金		
.....		
流動負債		
短期借入金		
.....		
負債の部合計		
基本金の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
第1号基本金		
第2号基本金		
第3号基本金		
第4号基本金		
基本金の部合計		
消費収支差額の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
(何) 年度消費支出準備金		
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)		
消費収支差額の部合計		
科 目	平成○年度	平成●年度
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		

〔解説の例〕

1. 借地権の増加は、○○号駐車場借入によるものです。
2. 第1号基本金の増加は、主として○○号館竣工に伴う校舎、機器備品、図書等のものです。
3. 第2号基本金の増加は、第○号館の建築（平成○○年度取得予定）資金に充当するためのものです。
4.

(3) 収支計算書

① 資金収支計算書

単位：千円

収入の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
学生生徒等納付金収入		
.....		
手数料収入		
.....		
寄付金収入		
.....		
補助金収入		
国庫補助金収入		
地方公共団体補助金収入		
その他補助金収入		
資産運用収入		
.....		
資産売却収入		
.....		
事業収入		
.....		
雑収入		
.....		
借入金等収入		
.....		
前受金収入		
.....		
その他の収入		
.....		
資金収入調整勘定		
.....		
前年度繰越支払資金		
収入の部合計		
支出の部		
科 目	平成○年度	平成●年度
人件費支出		
.....		
教育研究経費支出		
.....		
管理経費支出		
.....		
借入金等利息支出		
.....		
借入金等返済支出		
.....		

施設関係支出		
.....		
設備関係支出		
.....		
資産運用支出		
.....		
その他の支出		
.....		
資金支出調整勘定		
.....		
次年度繰越支払資金		
支出の部合計		

[解説の例]

1. 借入金等収入の増加は、〇〇号館建築工事等によるものです。
2. 前受金収入の増加は、来年度新入生の増加によるものです。
3. 教育研究経費支出の増加は、主として新学部設置に伴うものです。
4.

②消費収支計算書

単位：千円

消費収入の部		平成○年度	平成●年度
科 目			
学生生徒等納付金			
.....			
手数料			
.....			
寄付金			
.....			
補助金			
国庫補助金			
地方公共団体補助金			
その他補助金			
資産運用収入			
.....			
資産売却差額			
.....			
事業収入			
.....			
雑収入			
.....			
帰属収入合計			
基本金組入額合計			
消費収入の部合計			
消費支出の部		平成○年度	平成●年度
科 目			
人件費			
.....			

教育研究経費		
.....		
管理経費		
.....		
借入金等利息		
.....		
資産処分差額		
.....		
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）		
消費支出の部合計		
当年度消費収入超過額（又は当年度消費支出超過額）		
前年度繰越消費収入超過額（又は前年度繰越消費支出超過額）		
（何）年度消費支出準備金繰入額		
（何）年度消費支出準備金取崩額		
基本金取崩額		
翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）		

〔解説の例〕

1. 教育研究経費の増加は、主として新学部設置に伴うものです。
2. 資産売却差額の増加は、〇〇グラウンド売却によるもので、売却価格と簿価の差額です。
3. 資産処分差額の増加は、機器備品、図書等の除却によるものです。
4.

学校法人会計基準の概略

計算書類（決算書）

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

「学校法人会計基準」に定められている計算書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表です。また、私立学校法によりこれらの他に財産目録、事業報告書を作成することになっています。

1. 資金収支計算書

学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日～3月31日)の動きを表すものです。

2. 消費収支計算書

学校法人の1年間(4月1日～3月31日)の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

・ 帰属収入＝学生生徒等納付金、補助金などの学校法人の負債とならない収入

・ 消費収入＝帰属収入－基本金に組み入れる額

＝施設設備拡充などへの充当額

・ 消費支出＝人件費、消耗品費、光熱水などの消費する支出

・ 帰属収支差額＝帰属収入－消費支出

＝純資産の増加又は減少

・ 基本金＝取得した施設設備(1号)＋施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)＋各種基金(3号)＋運転資金(4号)

＝帰属収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額

3. 貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産－負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

財 産 目 録

貸借対照表の資産や負債について、具体的内容を表したものです。学校法人が所有する土地や建物の面積、図書の冊数などを知ることができます。

学校法人会計基準の概略

●国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

①資金収支計算書＝学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日～3月31日)の動きを表すものです。

②消費収支計算書＝学校法人の1年間(4月1日～3月31日)の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

「基本金」＝取得した施設設備(1号)＋施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)＋各種基金(3号)＋運転資金(4号)

＝帰属収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額

③貸借対照表＝年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産－負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

(資金収支計算書)

当年度4月1日～3月31日

期首資金	100
資金支出	950
資金収入	1,000
期末資金	150

支出計 1,100
収入計 1,100

(貸借対照表)

当年度3月31日現在

資産	3,000
負債	300
基本金	3,100
現金預金	100
消費収支差額	△400

純資産 2,700

翌年度3月31日現在

資産	3,050
負債	250
基本金	3,150
現金預金	150
消費収支差額	△350

純資産 2,800

(消費収支計算書)

当年度4月1日～3月31日

消費支出	700
消費収入	740
純資産増加額	100
基本金組入額	60

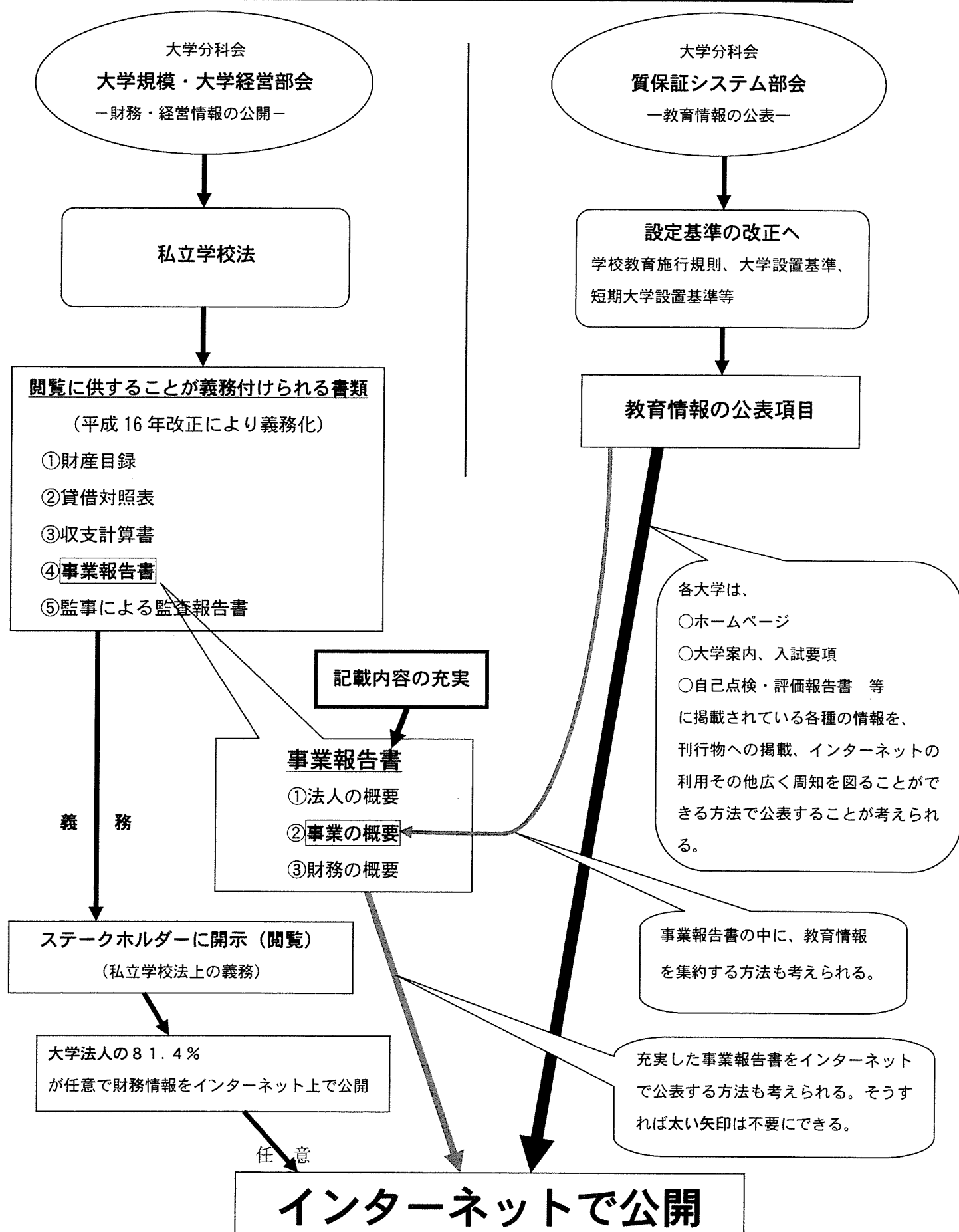
帰属収入 800

基本金取崩額 10

純資産増加額＝帰属収支差額 100
＝帰属収入－消費支出

800 － 700

情報公開スキーム（イメージ図）



学校法人、公益法人等における財務関係書類の情報公開

平成21年12月現在

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	公益法人		宗教法人	更生保護 事業法人	社会福祉法人	医療法人	社会医療法人	【参考】 株式会社
				公益	一般						
根拠法	国立大学法人法	地方独立行政法人法	私立学校法	一般社団・一般財団法、公益認定法	一般社団・一般財団法、一般財団法	宗教法人法	更生保護事業法	社会福祉法	医療法	医療法	会社法
公開義務文書	- 事業報告書 - 貸借対照表 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - キャッシュ・フロー計算書 - 国立大学法人等業務実施コスト計算書 - 附属明細書 - 決算報告書 - 監事及び会計監査人の意見を記載した書面 (該当がある場合は連結財務諸表も対象)	- 事業報告書 - 貸借対照表 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - その他設立団体の規則で定める書類 - 附属明細書 - 決算報告書 - 監事及び会計監査人の意見を記載した書面	- 事業報告書 - 財産目録 - 貸借対照表 - 収支計算書 - 監査報告書	- 事業報告書 - 貸借対照表 - 損益計算書 - 附属明細書(一部法人は監査報告書等を含む) - 事業計画書 - 収支予算書 - 資金調達及び設備投資の見込みを記載した資料 - キャッシュ・フロー計算書(一部法人に限る)	- 事業報告書 - 貸借対照表 - 損益計算書 - 附属明細書(一部法人は監査報告書等を含む)	- 関税申告書 - 財産目録 - 収支計算書(一部法人のみ) - 貸借対照表(一部法人のみ) - 公益事業その他の事業に関する書類(一部法人のみ)	- 事業成績書 - 財産目録 - 貸借対照表 - 収支計算書 - 収益事業については損益計算書	- 事業報告書 - 財産目録 - 貸借対照表 - 収支計算書 - 監事の意見を記載した書類	- 事業報告書 - 財産目録 - 貸借対照表 - 公認会計士又は監事の監査法人の監査報告書 - 純資産変動計算書(一部法人に限る) - キャッシュ・フロー計算書(同上) - 附属明細書(同上)	- 事業報告書 - 財産目録 - 貸借対照表 - 損益計算書 - 附属明細書(一部法人は監査報告書等を含む) - 株主資本等変動計算書 - 個別注記表	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 附属明細書(大会社のみ)
	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - キャッシュ・フロー計算書 - 国立大学法人等業務実施コスト計算書 - 附属明細書 (該当がある場合は連結財務諸表も対象)	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - その他設立団体の規則で定める書類 - 附属明細書	なし	- 貸借対照表 - 損益計算書(大規模法人のみ)	- 貸借対照表 - 損益計算書(大規模法人のみ)	なし	なし	福祉サービス利用を希望する者その他の利害関係人の利害関係人	社員、評議員、債権者(都道府県に提出された文書は、何人も都道府県で閲覧可能)	何人も可	株主及び債権者
公開対象者	何人も可	何人も可	設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人	何人も可	社団：社員と債権者 財団：評議員と債権者	信者その他の利害関係人(上記書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められたときのみ、(公開ではなく)閲覧が可能)	何人も可	福祉サービス利用を希望する者その他の利害関係人	なし	何人も可	株主及び債権者
公告	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - キャッシュ・フロー計算書 - 国立大学法人等業務実施コスト計算書 - 附属明細書 (該当がある場合は連結財務諸表も対象)	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類 - その他設立団体の規則で定める書類 - 附属明細書	なし	- 貸借対照表 - 損益計算書(大規模法人のみ)	- 貸借対照表 - 損益計算書(大規模法人のみ)	なし	なし	なし	なし	なし	- 貸借対照表 - 損益計算書 - 附属明細書(大会社のみ)

※出典：文部科学省資料

平成21年度 学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

平成22年1月18日 文部科学省

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注) 本調査において以下のように規定する。

- ① 「財務情報等」とは、平成20年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（それぞれの概要を含む）及び監査報告書をいう。
- ② 「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般（受験生等を含む。）に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物（パンフレット類を含む。）への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1) 調査の状況

- ・ 大学を設置している学校法人（放送大学学園を除く）
（以下「大学法人」） … 541 法人
- ・ 大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下「短大法人等」） … 126 法人
- ・ 合計 … 667 法人

(2) 回答の状況

- ・ 回答した学校法人 … 667 法人(100%)

3 調査の時点

平成21年10月1日現在

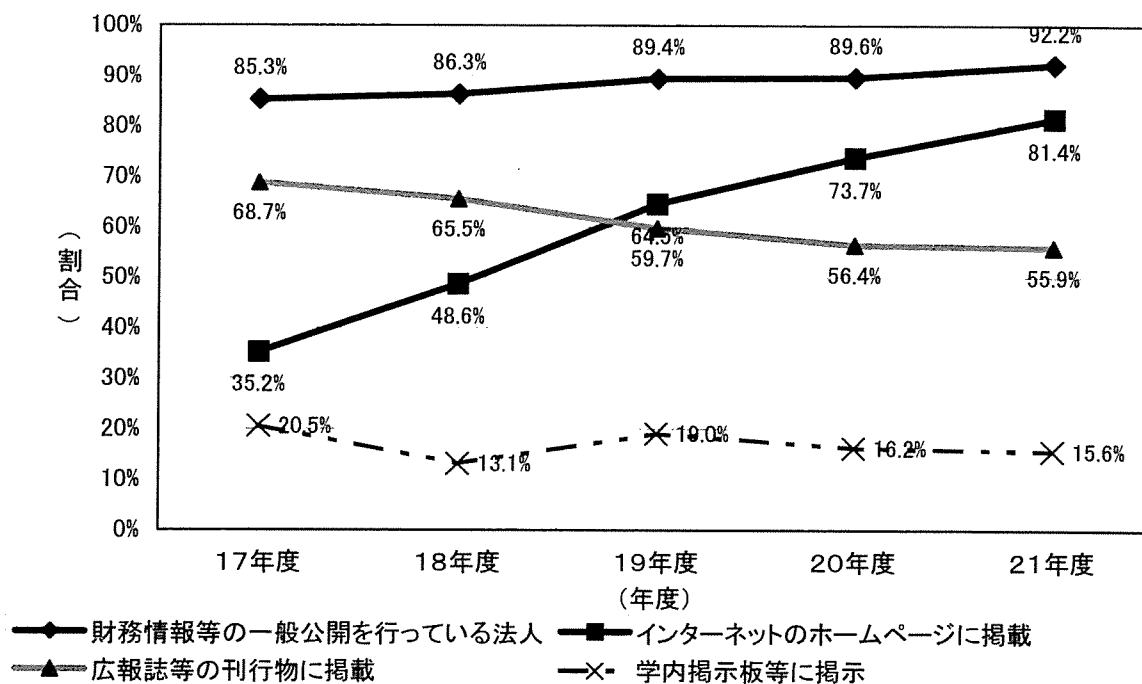
【 1. 財務情報等の一般公開の状況について】

(1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成21年度	541	126	667
	平成20年度	537	128	665
財 務 情 報 等 の 一 般 公 開 を 行 っ て い る 法 人	平成21年度	511 (94.5%)	104 (82.5%)	615 (92.2%)
	平成20年度	500 (93.1%)	96 (75.0%)	596 (89.6%)
公 開 方 法	学 校 法 人 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載	467 (86.3%)	76 (60.3%)	543 (81.4%)
	広 報 誌 等 の 刊 行 物 に 掲 載	332 (61.4%)	41 (32.5%)	373 (55.9%)
	学 内 掲 示 板 等 に 掲 示	76 (14.0%)	28 (22.2%)	104 (15.6%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務情報等の一般公開の方法別実施状況の推移
(全法人に対する割合)

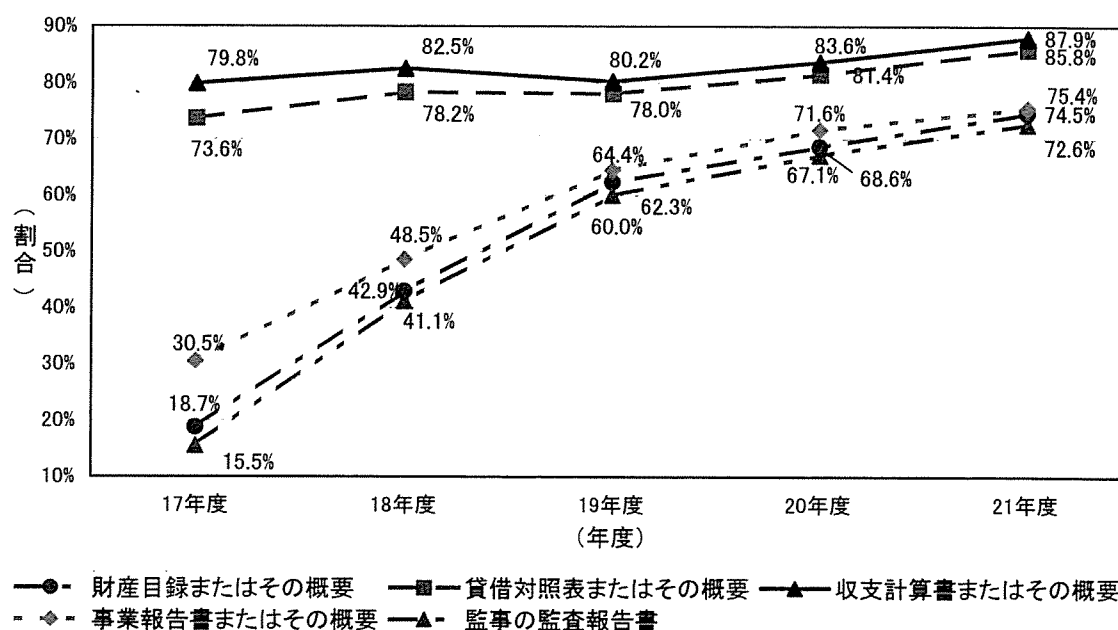


(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合 計
全法人数	541	126	667
財産目録またはその概要	427 (78.9%)	70 (55.6%)	497 (74.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	417 (77.1%)	64 (50.8%)	481 (72.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (14.2%)	11 (8.7%)	88 (13.2%)
貸借対照表またはその概要	486 (89.8%)	86 (68.3%)	572 (85.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	462 (85.4%)	72 (57.1%)	534 (80.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	306 (56.6%)	35 (27.8%)	341 (51.1%)
収支計算書またはその概要	494 (91.3%)	92 (73.0%)	586 (87.9%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	466 (86.1%)	74 (58.7%)	540 (81.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	327 (60.4%)	40 (31.7%)	367 (55.0%)
事業報告書またはその概要	432 (79.9%)	71 (56.3%)	503 (75.4%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	417 (77.1%)	63 (50.0%)	480 (72.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	120 (22.2%)	14 (11.1%)	134 (20.1%)
監事の監査報告書	419 (77.4%)	65 (51.6%)	484 (72.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	408 (75.4%)	59 (46.8%)	467 (70.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	53 (9.8%)	11 (8.7%)	64 (9.6%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務書類等の一般公開の内容別実施状況の推移
(全法人に対する割合)



(3) 一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成21年度	541	126	667
	平成20年度	537	128	665
一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		398 (73.6%)	62 (49.2%)	460 (69.0%)
		350 (65.2%)	54 (42.2%)	404 (60.8%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	337 (62.3%)	45 (35.7%)	382 (57.3%)
		293 (54.6%)	39 (30.5%)	332 (49.9%)
	各科目の平易な説明する資料	156 (28.8%)	12 (9.5%)	168 (25.2%)
		132 (24.6%)	13 (10.2%)	145 (21.8%)
	経年推移の状況が分かる資料	277 (51.2%)	39 (31.0%)	316 (47.4%)
		228 (42.5%)	31 (24.2%)	259 (38.9%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	220 (40.7%)	27 (21.4%)	247 (37.0%)
		185 (34.5%)	22 (17.2%)	207 (31.1%)
	グラフや図表を活用した資料	225 (41.6%)	19 (15.1%)	244 (36.6%)
		190 (35.4%)	18 (14.1%)	208 (31.3%)
	学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	76 (14.0%)	2 (1.6%)	78 (11.7%)
		69 (12.8%)	7 (5.5%)	76 (11.4%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成21年度の法人数・割合、下段は平成20年度の法人数・割合を示す。

大学法人の財務・経営情報の公開に関する調査研究会

平成 21 年 11 月 17 日

日本私立大学団体連合会

日本私立大学連盟

日本私立大学協会

日本私立大学振興協会

日本私立短期大学協会

1 趣旨

大学・短期大学を設置する学校法人（以下、「大学法人」という。）は、公共性の高い活動等を行う法人であることから、教育研究情報に加え、学校法人としての事業目的・内容、収支・財産状況などを広く社会に公開することが期待されている。

このため、大学法人においては、私立学校法に基づく情報公開はもとより、多くの大学法人が自主的に、いわゆる一般公開を行っているところであるが、公開している情報の項目や内容等は大学法人によって区々である等のため、理解しにくい等の指摘もなされている。

一方、近年、我が国においては、企業や公益法人制度改革による公益認定法人における財務諸表等の一般公開などを進める動きが活発化している。

このような状況を踏まえ、設置する大学等の充実に資するため、大学法人が主体的に財務・経営情報の公開を進められるよう、大学法人関係者による調査研究会を設置する。

2 構成員

日本私立大学団体連合会

（日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会）

日本私立短期大学協会

* 本研究会には、オブザーバーとして日本私立学校振興・共済事業団の参画を得るとともに、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

委員構成 各団体 1～2名

3 検討事項

- ① 情報公開にあたっての基本的考え方
- ② 情報の項目・内容
- ③ 書類の作成基準
- ④ 公開の促進方法
- ⑤ その他必要な事項

4 研究スケジュール

- ① 11月中旬を目途に本研究会発足
- ② 21年度末までに検討結果のとりまとめ

5 庶務

本会の庶務は、日本私立大学団体連合会において行う。

大学法人の財務・経営情報の公開に関する調査研究会

【構成メンバー】

八田 英二	同志社 大学長
西野 芳夫	関東学院大学 教授、前常務理事
廣川 利男	東京電機大学 学事顧問
佐川 秀夫	文化女子大学 理事・経理本部長
鈴木 守	上武大学 学長
佐久間 勝彦	千葉経済大学短期大学部 理事長・学長
森本 晴生	新渡戸文化短期大学 学園長

(順不同)

【調査研究経過】

第1回：平成21年11月17日（火） 13時～15時

- ・ 調査研究会の設置経緯等について
- ・ 中央教育審議会における審議動向等について
- ・ 大学法人の財務・経営情報の公開の在り方について（研究・協議）

第2回：平成21年12月25日（金） 15時～17時

- ・ 中央教育審議会における審議動向等について
- ・ 大学法人の財務・経営情報の公開の在り方について（研究・協議）

第3回：平成22年2月4日（木） 14時～16時

- ・ 大学法人の財務・経営情報の公開の基本的考え方、情報の項目・内容について（研究・協議）

第4回：平成22年3月3日（水） 15時30分～17時30分

- ・ 大学法人の財務・経営情報の公開の基本的考え方、情報の項目・内容、公開の方法等について（研究・協議）

第5回：平成22年4月30日（金） 12時30分～15時

- ・ 「中間報告（案）」の取りまとめについて（協議）